

愛知県医療機関経営支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県医療機関経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日付け医政発 0226 第11号及び医薬発 0226 号第2号）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、物価上昇への的確な対応や賃上げの実施に向けた支援を行うことにより、県民が安心して医療サービスを受けられる体制を整備することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象は、愛知県内に所在する有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び保険薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設を運営する個人又は法人の理事長等代表者（以下「事業者」という。）とする。

(補助金の対象施設、基準額及び交付に係る要件)

第4条 補助金の対象施設、基準額及び交付に係る要件は、別表1のとおりとする。

(交付額の算出方法)

第5条 この補助金の交付額は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、原則として、知事が設置するウェブサイトを利用し、電子申請により、別表3に定める書類を、知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。ただし、ウェブサイトを利用できない等、やむを得ない事情があると認められるときは、郵送申請等により、県へ提出するものとする。

2 前項の規定による申請書類の提出時期は、別に定める。

(交付の決定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定をする。

2 補助金は、全額精算払により交付する。

3 交付の決定及びその通知は、補助金を交付することが適当であると認めた事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者からの

請求書とみなす。また、金融機関口座への入金をもって補助金額の確定をしたものとする。

- 4 第1項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- 5 第1項及び第4項の規定による審査等の結果、補助金を交付することが適当でないと認められたときは、愛知県医療機関経営支援事業費補助金不交付決定通知書（様式2）により補助金の交付の申請を行った事業者へ通知するものとする。

（決定の取消し等）

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める実績報告は、第6条に定める申請書類をもって代えるものとする。

（関係書類の整備）

第10条 事業者は、補助金の交付申請書類及びその証拠書類等を電磁的方法等により、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

（調査）

第11条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行し、令和7年12月1日に遡及して、これを適用する。

別表1（第4条関係）

1 交 付 の 対 象	(1) 賃上げ支 援事業	<p>第3条に定める施設のうち、以下のいずれかを満たす施設</p> <p>ア 令和8年3月1日までに以下のベースアップ評価料のいずれかを届け出ている診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 ・0102 入院ベースアップ評価料（医科） ・P102 入院ベースアップ評価料（歯科） ・訪問看護ベースアップ評価料 <p>イ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設</p> <p>ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局</p>
	(2) 物価支援 事業	<p>第3条に定める施設のうち、訪問看護ステーションを除いた施設</p>
2 基 準 額	(1) 賃上げ支 援事業	<p>ア 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数（※1）が2床以下の場合を除く）</p> <p style="padding-left: 40px;">1床当たり 72千円</p> <p>イ 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数が2床以下の場合に限る）、無床診療所（医科・歯科）</p> <p style="padding-left: 40px;">1施設当たり 150千円</p> <p>ウ 保険薬局</p> <p style="padding-left: 40px;">（ア）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数（※2）が5店舗以下</p> <p style="padding-left: 80px;">1施設当たり 145千円</p> <p style="padding-left: 40px;">（イ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が6店舗以上19店舗以下</p> <p style="padding-left: 80px;">1施設当たり 105千円</p> <p style="padding-left: 40px;">（ウ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が20店舗以上</p> <p style="padding-left: 80px;">1施設当たり 70千円</p>

		エ 訪問看護ステーション 1施設当たり 228 千円
	(2) 物価支援事業	ア 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数（※1）が13床以下の場合を除く） 1床当たり 13 千円 イ 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数が13床以下の場合に限る）、無床診療所（医科・歯科） 1施設当たり 170 千円 ウ 保険薬局 （ア）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数（※2）が5店舗以下 1施設当たり 85 千円 （イ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が6店舗以上19店舗以下 1施設当たり 75 千円 （ウ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が20店舗以上 1施設当たり 50 千円
3 補助率	共通	10分の10
4 交付の要件	共通	申請時点で廃院・廃止している場合は支給対象外とする。 また、補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は補助金の全部の返還を求める。 ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(※1) 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、厚生労働省令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。なお、令和7年8月2日以降に開設した有床診療所については、申請時点で運営している施設の病床数とする。

(※2) 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。なお、令和7年5月1日以降に新たに開設した保険薬局については、申請時点で運営している店舗数とする。

別表 2 (第 5 条関係)

区分	交付額
(1) 賃上げ支援事業	ア 別表 1 に定める基準額に補助率を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(2) 物価支援事業	別表 1 に定める基準額に補助率を乗じて得た額とする。

別表 3 (第 6 条関係)

申請書類	
1	様式 1 愛知県医療機関経営支援事業 支給申請書兼請求書
2	別紙 1 申請施設内訳
3	別紙 2 賃金改善報告書 (「(1) 賃上げ支援事業」の区分を申請する場合のみ)